

平成28年 第2回（8月）定例会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成28年 第2回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成28年8月24日 (1日間) 午後1時00分 開会

平成28年第2回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 林田 勉	2番 本多 秀樹	3番 中野 太陽
4番 藤田 敏夫	5番 黒田 茂	6番 山口 喜久雄
7番 村川 喜信	8番 中村 好治	9番 上田 篤
10番 町田 康則	11番 小嶋 光明	12番 馬渡 光春
13番 山口 隆一郎		

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
副管理者 松本 政博	事務局長 山本 博幸	総務課長 後田 一光
施設課長 田中 金大	総務課課長補佐 鳥辺 伸一	施設課課長補佐 寺田 人生
監査委員 山崎 黄洋		

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記 高柳 和幸	書記 濱崎 和也	書記 原野 聖
----------	----------	---------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	会期の決定について
日程第2	会議録署名議員の指名について
日程第3	一般質問
日程第4	議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等

の一部を改正する条例)

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第1号))

議案第9号 平成27年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(山口隆一郎君)

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成28年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しております。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

なお、今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、クールビズによる空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着などの着用は各位の判断にお任せいたしますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

この際、議長より傍聴人の皆様にお願ひ申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

なお、報道取材のため、撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。管理者。

○管理者(宮本明雄君)

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに平成28年組合議会8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御健勝にて御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設の稼働状況でございますが、一日あたりおおむね250tのごみ処理を順調に継続しており、6月11日から17日までの7日間、炉の運転を計画的に停止し、ピット内のごみ残量調整と炉の点検整備を実施したところでございます。今後も管内のごみ処理を安定して行うことができるよう、施設の管理を行ってまいりたいと考えております。

去る4月14日に発生いたしました熊本地震の影響により、熊本市のごみ処理施設が被災し運転を停止したため、生活ごみの受入れを4月26日から

緊急的に約2か月間実施をいたしました。その間に受入れました総数量は432t、一日当たりにはいたしますと、約10tでございました。

生活ごみの受け入れは6月27日をもって終了いたしました。木くずなどの災害廃棄物の受け入れ処理につきましても、協力要請があった場合には、地元理解をいただきながら可能な限り柔軟に対応を行ってまいりたいと考えておりますので、議員皆様方の御理解をお願い申し上げます。

次に、訴訟の状況についてでございます。

昨年1月20日の長崎地裁の判決を受け、双方が福岡高等裁判所に控訴を行い、一審原告、一審被告ともに和解を前提とした協議を行っているところで、現在までに弁論準備手続が6回開催されている状況でございます。和解は、裁判所の調整のもと双方の意向を出し合い、妥協点を見出せるよう協議を行うものであり、相互の譲歩がなければ成立しないもので、和解協議も最終的な段階を迎えており、和解成立に向け、さらに努力してまいりたいと考えております。

なお、福岡高裁における次回協議は8月30日に第7回目の弁論準備手続が開催される予定になっております。

最後になりましたが、今議会に提出いたしました議案は、議案第9号「平成27年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、外2件でございます。内容につきましては、事務局長から説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

本日の議会は、本年度初めての議会でもございますので、4月の人事異動により、新たに発令いたしました幹部職員を御紹介させていただきます。

総務課長の後田一光君でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口隆一郎君）

それでは、日程第1「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月24日、一日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に12番馬渡光春議員及び1番林田勉議員を指名します。

次に、日程第3「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願ひいたします。

発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるように御協力を願ひいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁を願ひいたします。

なお、本日は、一般質問及び議案質疑など、全て自席で願ひいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。1番、林田勉議員。

○1番（林田 勉君）

今回、一問質問しております。このことは島原半島3市と諫早市、およそ28万の市民の方に影響があることですので、よろしく願ひいたします。

その趣旨は、市民の利便性を考慮して、毎年12月29、30、31日にごみの受入れをしてほしいという事柄でございます。毎年大みそか、正月を迎える前に、各家庭では、家の中の整理や屋敷の整理とか家の周りの整理をしながら新しい新年を迎えようということ、どこの家庭もお掃除をされます。役所も一般の企業も28日前後にお休みになるわけで、その後、28日だったら夜に片づけて、29日にごみを出そうかということ、また29日は30日、そして30日に片づけたものはやっぱり今年のうちのごみは今年のうちに出したいということ、31日に出したいというのが普通、僕らの思いというかな、行動だろうと思います。

そこで、近年のごみの受入れということで調べさせていただいたら、毎年、本来は28日でここクリーンセンターも業務的には終了するんですけど、臨時に配慮していただいて、ここ数年あけていただいております。そういった中で、土曜日があいてなかったり、日曜日があいてない日があるんですけど、昨年度は29日が火曜日、30日は水曜日、当然31日は木曜日ということで、平日になるのかどうなのかわからないんですけど、31日は受け付けてもらえなかったということで、さて本年度はどうなのかということで当センターのホームページを見ましたら、29、30は臨時にあけますとなっていたんですね。それと31日は印がありませんでしたので、当然あいてないのかなということだろうと思います。

そういった感じで、毎年29、30、31日とかは配慮していただきながらなんですけど、やはり市民の生活の中で、先ほど私が言ったとおり、この年末はいろんな中で片づけをしながら新年を迎えるということで皆さん、頑張っておられますので、できれば、そこの配慮を、固定的に29、30、そして31日は職員の方々も大変でしょうから、31日は午前中半日として、これを固

定化していただけないのかなという思いで今回質問しております。

再度質問の趣旨になりますけど、曜日に関係なく29、30、31日は、28万人の市民の方々の利便性を考えて、ぜひ職員の方々も年末を迎えますけど、そういった仕事柄、本当に頑張っていて、この三日間をあけていただけないのかなというふうな思いで質問しておりますので、管理者側からのどういうふうな検討をされたのか、それをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

林田議員の年末のごみ受入れに関する御質問でございます。

12月29日から1月3日までの年末年始及び土日祝日につきましては、県央県南広域環境組合の休日を定める条例によりまして、原則休日と定められておりますが、ごみの受入れなどを円滑に行うため、組合では毎年各市のごみの収集日との調整など、構成市との協議をもとに休日の臨時受入日を決定し、実施しているところでございます。

先ほどの御質問にもありましたけれども、今年の年末の臨時受入れにつきましては、12月29日と30日の二日間で実施することとしていたものでございます。ホームページ上でもそのようになっております。

御質問の年末の臨時的なごみ受入れの拡大につきましては、事業所などのごみ収集が行われる一般廃棄物許可事業者4者の方々から、東部リレーセンターの12月31日の臨時受入れについて、本年6月に要望書をいただいているところでございます。組合といたしましては、要望を踏まえ、年末年始の宿泊客の増加など、ホテルや店舗など商業サービス事業を支援する観点からも、毎年大みそかの12月31日につきましては、組合の全施設で受入れができるように施設の運転管理——人員も要るもんですから、ごみ搬送の受託業者との協議を進めているという状況でございます。終日になるか、先ほど申されましたけれども半日になるかわかりませんが、その辺で人員のやりくりなどの関係もございまして、現在、協議を前向きな形でさせていただいている状況でございます。まずは、今年の年末大みそかの臨時受入れが円滑に実施されるように調整をしているところでございまして、その実施状況を見ながら、今後の措置についても考えて考慮していきたいというふうに思っているところでございます。

私からは以上でございます。

○1番（林田 勉君）

ありがとうございました。可能性については前向きということですので、本

年度は実施していただける方向にありつつあるのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、全般の説明の中でも言っていたんですけど、やはりこの三日間、本当に貴重な三日間なんですね。途中で数年前までの稼働の暦を見ますと、日曜日はやはり休んでおられます。そういった意味で、業者さん方も日曜日ということで本当に大変だろうと思うんですけど、日頃お休みがない方、また年末も通して仕事をされる方は、逆に日曜日に片づけて新年を迎えたいというのが本音だろうと思うんですね。そういった意味では、土日を挟んだとしても、その一日をどうにか頑張っていたら、この年末の29、30、31日というのを市民の方々の皆さんのために僕らも頑張ってますというふうな体制をとっていただいて、ぜひ年末の三日間に土日が挟まったとしても、そこもぜひ頑張っていたらいいなというふうに思うんですけど、その部分に関してはどのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

これまで基本的に各市の構成市のごみ収集日に合わせて調整をしながら、私ども年末のごみ収集日を決めてきたというような状況もございます。

今回、御質問もいただき、一般処理廃棄物の事業の方々からも御要望いただいたということで、改めて、実際は運転管理、さらにごみの搬送とか、さまざまな事業者の方々にそういう通知は既に差し上げとったんですけども、その辺を今、調整させていただいて、ぜひ今年以降は年末の31日は必ずこのクリーンセンターがあいてるよというような状況まで持っていきたいということで、今現在、調整をさせていただいているということでございます。

今年、来年は基本的に31日をあければ三日、多分受入れになろうと思います。御質問の29、30いずれかが日曜日にかかったときにどうするかというのは、ここ一、二年のごみの量、持ってこられる件数とか、そういうものを見せていただきながら、いずれにしても中に一日挟まれば、逆に言えば、市民の方に調整をいただいて搬入をいただいているという状況もございます。持ってくる日をですね。そういうところも見ながら今後研究、検討を少しさせていただければなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

林田議員。

○1番（林田 勉君）

ありがとうございます。本年度は、年末はとにかく実施していただけるというふうな御回答だったろうと思いますので、本当にありがとうございます。

そういった意味で、まず、何でそういうふうに日を固定化と言えば、実施したり実施しなかったりする年度があれば、やはり市民の方がせつかくごみを寄せて搬出というか、持ってこようとしているのに、お休みだったら、そのごみはどこに行くんだという懸念があるんですね。もし不法投棄とか、家で、翌年までというのちょっとあれですので、不法投棄も考えた中では、やはり固定的に29、30、31日はもう、何度も言いますとおり、市民の方々のためにクリーンセンターとリレーセンターはあけていますよという市民への周知をぜひしていただいて、新しい年を市民の皆様方とともに一緒に新しい気持ちで迎えればと思います。来年は、おっしゃったとおり31日は日曜日なんです。金、土、日となりますので、そういったことも含めて、ぜひ皆さん方が本当に新しい気持ちで新年を迎えられるように、その日曜日、土曜日の対応も今後検討していただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

御質問、重々検討させていただきまして、今後さらに研究をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

これにて、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

次に、日程第4に入ります。議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

では、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」について御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、平成28年3月28日に専決をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告し御承認をお願いするものでございます。

本案は、平成27年8月の人事院勧告で給与制度の総合的な見直しがなされたこと及び地方公務員法の一部改正に伴い、県央県南広域環境組合の一般

職員の給与に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行ったものでございます。

お手元に配付しております「議案第7号参考資料」により給与改定等の状況の概要を御説明したいと思っております。併せて議案書の方も御覧いただければと思います。

議案第7号参考資料でございます。(1)平成27年度の給与改定の内容でございます。

①給料表が0.4%及び②に書いております勤勉手当が0.1カ月分の支給割合の引き上げの改定でございます。

また、(1)③の勤勉手当の支給割合の平準化——これは第2条に関連しますが、表にお示ししているとおり、(1)の②で勤勉手当の支給割合を引き上げました支給月数を平準化するというものでございます。

議案第7号参考資料の(2)地方公務員法の一部改正につきましては、議案書では、第2条、第3条に関係をいたします。6ページの給料表の下段から8ページまででございます。これは地方公務員法の一部改正に伴い、行政職給料表と等級別基準職務表——別表第2にありますけれども、これを追加すると。それと、勤勉手当への人事評価の反映並びに条項、字句の整理を行ったものでございます。

改定による影響額でございますが、第1条関係で約74万9,000円の増となっております。

最後に本条例の施行日は、第1条関係につきましては平成28年3月23日で、適用日は平成27年4月1日に遡及するものでございます。第2条及び第3条関係につきましては、平成28年4月1日でございます。

以上、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までとなっております。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、これを承認することに御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (山口隆一郎君)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて(平成27年度県央南広域環境組合一般会計補正予算(第1号))」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長 (山本博幸君)

では、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて(平成27年度県央南広域環境組合一般会計補正予算(第1号))」について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙、専決処分書のとおり平成28年3月8日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いしようとするものでございます。

議案第8号の3ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は1億6,174万4,000円の追加でございます。補正後の予算総額は34億3,545万6,000円となり、前年同期34億7,084万3,000円と比較しますと、額にして3,538万7,000円、率にしまして1%の減となります。

補正の概要でございますが、お手元に配付しております議案第8号参考資料により御説明をさせていただきますので、御覧いただければと思います。

この補正予算は、災害や緊急に実施することが必要となっている経費、その他、必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため、平成26年度決算の剰余金と基金運用収入1億4,785万5,000円を財政調整基金に積立てを行ったものでございます。また、平成26年度決算剰余金のうち、ごみ処理基本計画作成に伴う執行残と基金運用収入1,395万9,000円をごみ処理建設基金に積立てるものでございます。

積立て後の基金残高は、財政調整基金が2億9,817万9,000円、ごみ処理施設建設基金が1億9,569万円となっております。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 (山口隆一郎君)

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長 (山口隆一郎君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号「平成27年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第9号「平成27年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定に付すものでございます。

それでは、お手元に配付いたしております主要施策の成果説明書により、平成27年度の決算の概要を御説明申し上げます。併せて決算書の方も御覧いただければと思います。

まず、成果説明書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

決算書は1ページから5ページに当たります。成果説明書5ページの下段に平成27年度決算収支の状況の表中、27年度の欄を御覧いただければと思います。

27年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額が34億5,647万5,411円、歳出総額が31億9,616万8,060円となり、歳入歳出差引額は2億6,030万7,351円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支も同額で前年度と比較しまして約9,859万円、61%の増でございます。増の原因は、LNG単価の下落や使用料の減少など、用役費の低下が主な理由となっております。

続きまして、歳入の主な内容について御説明を申し上げます。

成果説明書6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。決算書は10ページから13ページでございます。

成果説明書6ページでは款別の説明、7ページの上段①は予算額と決算額の比較でございます。中段②は、款別の前年度決算額との比較、下段③は、過

去5年間における歳入決算額の推移をグラフで表したものでございます。

7ページ中段②の款別の決算額、前年度の比較の分で御説明を主にさせていただきます。

まず1款. 分担金及び負担金は構成4市からの分担金で、前年度と同額の30億円でございます。なお、構成市別の内訳につきましては、決算書の11ページの備考欄にございますので、御覧いただければと思っております。

次に、2款. 使用料及び手数料でございます。

1項. 使用料につきましては、組合所有地への電柱等の敷設に伴う行政財産の目的外使用料といたしまして7,000円の収入となっております。道路占用料の改定に伴う行政財産の目的外使用料の一部改正を行ったことによりまして、前年度と比較して1万4,000円、率にして6.6%の減となっているところでございます。

2項. 手数料は、一般家庭や事業所などから当組合へ直接持ち込まれる一般廃棄物処理に係る手数料でございまして、事業所などから持ち込まれる有料ごみが昨年度は245t減少をしております。これに伴いまして、前年度比64万8,000円、率にして0.3%の減でございます。総額は1億9,840万9,000円の収入となっております。

1項、2項を合計いたしますと1億9,841万6,000円となっているところでございます。

次に、4款. 財産収入でございます。ここは全て基金の預金利子でございまして11万6,000円でございます。この分につきましては、財政調整基金及びごみ処理建設基金の積立てを行ったことから前年度比2万9,000円、率にして33.3%の増となっております。

内訳につきましては、決算書の11ページ備考欄を御覧いただければと思っております。

次に、5款. 繰入金でございます。構成市からの分担金の増減を緩和する目的で財政調整基金から7,818万5,000円を繰り入れたものでございます。前年度比4,511万8,000円、率にして36.6%の減となっております。

次に、6款. 繰越金でございます。

平成26年度からの繰越金で1億6,171万1,000円、前年度比6.1%、額にして930万7,000円の増となっております。

次に、7款. 諸収入でございます。

1項. 組合預金利子は、歳計、歳計外現金の預金利子として20万1,000円、2項. 雑入は余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料負担金、また余剰電力販売料、副産物売り払い収入など1,784万6,000

円となっております。

687万6,000円の減額の主な理由でございますけれども、平成26年8月に台風11号によりまして工場などの屋根補修を行っております。これに係る建物災害共済金864万円ですけれども、この分が減になったということが主な理由でございます。預金利子及び雑入を合わせまして、諸収入は前年度比27.6%の減、1,804万7,000円となっております。

なお、雑入の詳細につきましては、決算書13ページ中段の備考欄に記載をいたしております。

この件に……不納欠損、収入未済額はございません。

続きまして、歳出の主な内容について御説明を申し上げます。

成果説明書8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。決算書は16ページから23ページになります。

成果説明書8ページは款別の説明、9ページの上段①は予算額と決算額の比較、中段②は款別の決算の前年度の比較、下段③は過去5年間の歳出決算額の推移をグラフにしております。

9ページ中段②の款別の決算額前年度比較で主に御説明をさせていただければと思います。

まず1款. 議会費でございます。議会費は、組合議会の運営に係る費用でございます。平成27年度は視察研修の未実施などで減になっておりまして、前年度比56.8%の減で80万4,000円でございます。上段①の予算の執行率につきましては25.2%でございます。

なお、不用額の主なものとしたしましては、視察研修分及び臨時議会分の減による議員報酬、費用弁償等の執行残ということでございます。

次に、2款. 総務費でございます。組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所の経費、争訟費、基金積立金、監査委員費などでございます。

平成27年度は、財政調整基金に1億4,780万6,000円及びごみ処理建設基金に1億1,400万5,000円の積立てを行ったことから、決算額は前年度比で10%の増、3億2,899万1,000円となっております。予算の執行率は98.5%でございます。

不用額の主なものとしたしましては、係争中の裁判に伴う弁護士費用に係る委託料の執行残などでございます。

次に、3款. 衛生費でございます。施設の用役費及び運転管理業務などのごみ処理や余熱利用施設に係る経費を計上しております。平成27年度は、リレーセンターの施設整備に係る委託料の減、LNG単価の下落などから決算額は前年度比で10%の減、15億1,716万1,000円です。予算の執行率は87.2%となっております。

不用額の主なものはクリーンセンターの——このセンターですけども、用役費や運転委託業務などに係る執行残でございます。

次に、4款. 公債費でございます。公債費は組合が発行した地方債に係る償還金で、平成21年度をピークに緩やかに減少をしております。決算額は元金12億7,813万4,000円、利子7,107万8,000円、合わせまして、前年度比0.1%の減で13億4,921万2,000円となっております。

最後に5款. 予備費でございます。充用する案件がありませんでしたので、予算額1,000万円、全て執行残となっております。

なお、成果説明書の10ページには上段に用役費の前年度比較、その下には、平成27年度以降の推移をグラフ化したものを掲載いたしております。

また、11ページ上段には人件費の前年度比較、中段には基金の状況について記載をさせていただいております。

成果説明書12ページ、13ページは地方債の状況を記載いたしております。

13ページの③公債費の推移をグラフ化したものは、上段が総額となっております。次の段が一般廃棄物処理事業債でございます。これはごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年度となっております。

その下の段の一般単独事業債は余熱利用施設に係るものでございまして、償還期限は平成32年度となっているところでございます。

上段③の総額のグラフを見ていただきますと、平成27年度までは毎年13億5,000万円程度の償還額で推移をいたしておりましたけども、平成28年度以降は、当初借入起債の償還が順次完了してまいりまして、その分で減少し、平成32年度をもって起債の償還は完了する見込みとなっております。

なお、下段④は地方債現在高の推移を記載させていただいております。

以上で、歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

なお、去る7月20日に監査委員により決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいております。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示しく下さい。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。中野議員。

○3番（中野太陽君）

決算書の13ページになります。歳入の雑収入について伺います。

副産物の販売料と余剰電力販売料がございまして、これが約62万と約115万という形になってはいますが、当初この副産物販売料、余剰電力販売料というのは、もう少し多く見込んでたのじゃないかなというふうに思いますが、当初どのような見込みを持っていたのかというのをまず一点。

それと、副産物の販売量について内訳ですね。スラグとかいろいろ化学物質とか、そういったものもいろいろ売れますよというような話になっていたと思いますけども、どのようなものが販売できたのかを伺いたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

ちょっと予算額は今、出てきておりませんが、前年度の分との比較でいきますと、副産物販売については2万9400円ぐらい、今年が減になっていると。余剰電力販売は94万2,000円ぐらい、逆に去年よりは増えてるという状況でございます。

副産物の内訳でございます。スラグが今年の27年度の実績で5,546t、メタルはゼロでございます。工業塩が981t、金属水酸化物が921t、硫黄が60tということで、スラグ、メタルについてトン当たり100円、あとの分が10円というような単価で、合計いたしますと、今年が62万207円ということになります。

量については、ほぼ17年からそれほどの量の変動はございませんけども、やはり年間の処理量が多いときには、当然、副産物も多く出ると、そういう傾向にございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

内容についてはわかりました。

私が伺いたかったのは、今、お答えがなければ後でも構わないんですけども、当初この施設を造ったときは夢の施設だというようなイメージで、出てきた副産物は高額で買い取ってもらえるというようなイメージをお持ちで、私もそういうふうに思っていましたけれども、ふたをあけてみれば5,000t近くのスラグが出てもトン100円というところで、ちょっと厳しい現実なの

かなというふうに思っているんですが、要はそれぞれスラグ、メタル、金属の塩とか硫黄とか、そういったものは全て買い取ってもらっていると。こっちの方で買い取ってもらえないのが余って残ってますよというのはないということ、ここだけ確認をさせてください。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この分につきましては、全量受託者のJFEが有料で引き取っていただくということで、これは当初からずっとそういうふう to 実施をしていただいておりますので、その分については残が残ると、そういうことは全くございません。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

山口喜久雄議員。

○6番（山口喜久雄君）

関連で済みません。余剰電力販売料の増減なんですけど、どういう関係でこういうふうになるのか、増減がかなり激しいんですけど、その説明を。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

余剰電力販売料というのは、発電をした中で、これが実際に場内で使った分を超える分が発生した場合に自動的に九電の方に送って、その分が販売料になるというシステムでございます。理想的に言えば、余剰電力はなしの方が逆にいいと。要は、場内で今、使う分が足りなくて買ってる分でございますので、逆に言えばこっちの方が単価が高いもんですから、売るよりはですね。ただ、瞬間的に場内の電力が……売ったときに発電量も変わりますので、その分で余剰が出たときに自動的に販売するということになります。

今年の分、27年度分につきましては、ガスエンジンのメンテを強化するというので、人間的に専門家を雇われたということも聞いております。そういう部分で発電も増えているということです。場内の使用電力も処理量が前よりは落ちておりますので、その分で場内も落ちて発電も上がったということで、今回94万ぐらいの増になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡光春議員。

○12番（馬渡光春君）

私も余剰電力のことです。昨年が21万6,000円ですね。今年が115万8,586円ということでございまして、この処理場を造るとき、1,500kWを5基整備されてるんじゃないかと思えますけど、今のうたい文句が1,500kWを5基設置しますよと。あとは電力を発電して、ここで使われなかった分を売られるよといううたい文句だったんですけど、今実際、発電はどのくらいされてるんでしょう。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

発電機が御指摘のように1,500kWが5基ございまして、発電能力として7,500kWでございます。

現在、発電、これはごみから出る分をガスに変えて燃焼させております。現在、平均すれば4,500から5,000ぐらいかなと思います。それを若干超える分が使用電力になって、その差が電力料になってるというような状況でございまして、今、5基全部じゃなくて、常時的には5基を交代させながら、実際の運転時間が保守の時間とかにかかわってきますので、平均させるということで4基ぐらいが多分、常時の発電かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

訴訟問題もいろいろあったわけですけど、初めのうたい文句は1,500kWを5基つけて電気も売られるよということだったんですけど、今のごみ量の場合は、5基のうち4基ぐらいを稼働させて、4,500から5,000kWを発電しておると。

ということは、今言われるように、売る方の電気より買う方の電気が高いわけでございますので、それがうまいぐあいにはいけば、今の買電の方はまだ下がるという見込みでいいんでしょうかね。例えば、瞬間的とか常時的とかあると思いますけども、1,500kWを5基も使って、何千万も、何千万じゃなく億か、電気を買わなきゃならないという、何か一番初めの自転車も燃やせますよ。副産物も出て全て売れますよ。それで、電気も発電して、使った残りは売れますよといううたい文句の中の電気の部分でございますけども、今、努力しても5基の発電は無理ということなんでしょうか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

発電については、ここ数年、こういう年間の量で推移をいたしております。ごみ量で変化はございますけども、性能的には今のごみ量であれば4,500から5,000ぐらいが限度かなというふうには理解はしているところでございます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

わかりました。電気の方はわかりました。

私、前回も、前年度も副産物の中で段ボールの件を取り上げたことがあると思います。前年度は44万4,000円、今回は60万2,640円ということで、約20万ぐらい増加しております。これはこのクリーンセンターだけじゃなくてリレーセンターも含めた段ボールの量なのか、それはどのぐらい普通、回収されておりますか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

ここに上げております段ボール等販売料60万2,640円につきましては、リレーセンターを含めた分で、センターに直接持ってきていただいた分を検査員などが取っておいて、そういう業者さんの方にお引き取りいただいて、有料で販売しているという状況でございます。

27年度でございますけども44t、4万4,640kgぐらいの量になっております。段ボールなどにつきましては、少し量的には1,000kgぐらい落ちています。ただ、販売単価が27年度は3円ぐらいその前より上がったということで、販売単価は伸びているということでございます。今後もうこういう分については気がけて取って、再利用ができるように改めて指導をしたいと思っております。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

歳入についてほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、次に歳出に対する質疑に入ります。中野議員。

○3番（中野太陽君）

2点お伺いします。

成果説明書の3ページが1点目伺います。ごみ処理の状況ということで、構

成市別が出てます。全体的には0.8ポイント減少ということで、正直私はもったごみを減量していこうというふうなことを言っているわけですが、なかなかこれが減っていかないと。特に私の出身の諫早市が、その半分以上を占めているというところもあって、この減少に向けてのごみの分別など、各市でばらつきがあるところを統一したらどうかというのを過去にも質問をいたしております。

きょうはそれも含めて伺いたいんですが、もう一つ、この数字だと見にくいんですけども、例えば、1人当たり、もしくは1世帯当たりとか、そういう形で見た場合、どれくらい違いが出るのか。これを市民にも知ってもらう必要があるかなと思いますので、1人当たりどれくらい各市で違いがあるのかを伺いたいと思います。それが1点目です。

2点目は、その次の次の5ページになります。余熱利用施設の利用者数について、前年度よりも6,729人、4.8%の増というふうになっているんですが、赤字だと。まず、じゃあ、どうやればここは黒字になるのかというところですね。何人来れば黒字なのかというところが、今のままだと不透明なのかなど。料金を上げろという意味ではなくて、何人集めればいいのかというところは知っておきたいなというふうに思うんですが。

もう一つは、審査意見書の中になかったんですが、今年大雪で諫早市は水が使えない状況があって、多くの方が温泉施設を市内無料で解放したということがあったと思います。非常に市民の方は助かったというふうに声も聞いているんですが、その数字というのは、この余熱利用施設者数に入ってるのかどうかですね。そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

各市の1人当たりの排出量ということでございます。これ、今、手元にございませんで準備をいたします。

それと、5ページの余熱利用施設の収支の件でございます。23年度から27年度にかけて、大分収支は改善いたしておりますが、27年度で500万余りぐらいがまだ収支が赤字ということでございます。これについては、利用者は確実に伸びておりまして、収入も上がっているんですけども、人が増えればまた経費も上がるということでございます。それと近年の、この人件費、支出の50%強は人件費でございますけども、そういう処遇といいますか、給与も上がっているという状況もございまして、黒字化までは行っていないということでございます。

今年から指定管理の第3期目に入りまして、今までは委託料を1,026万

ですか。お支払いをしとったんですけども、今期は今、28年度で995万と
いうことで、指定管理者としては好転するということで、管理料自体も若干減
らして応募はされております。

一緒になっていろんなところにそういう働きかけとか、幼稚園とか保育所
とか、いろんなこともございます。ただ、広域的な利用もあるみたいでござい
まして、今後も指定管理者と協力しながら改善に努めてまいりたいと思っ
てるところでございます。

それとあと、今年1月末からの水道管の凍結の件でございまして、諫早市の
要請に基づきまして、ここを無料と言いますか、来られる方は無料でございま
して、諫早市から最終的に組合の方に費用は補填いただいたということでご
ざいまして、その分も当然この中には入っているということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

私、朝からあれやったんですけど、例えば、今度の衛生費で15億1,700
0万使っている。今、中野議員が言われたごみ搬入量、処理量ですね。1t当
たりどのくらいかかっているのかと。これを毎年ずっと表示をしていったらど
うかなと思います。いかがでしょう。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

申しわけございません。済みません。もう一度詳しく教えていただければと
思います。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

ごみ処理費が15億1,700万くらいありますね。きょうの朝でも議題に
なりましたように、トン当たり幾らぐらい経費がかかっているのかなと。処理費
がですね。今、性能も上がってきて大分経費も落ちてくると。それに原油価格
も落ちてきて、経費が少し下がってきてるから、そういう評価も出しながら決
算を出したらわかりやすいんじゃないかなと言ってるんです。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今年はあるでございまして、口頭で申し上げますと、ごみ処理の経費とい

うのは、いろんな項目を入れる、入れないとかいろいろありまして、他市はこう、私どもはこうということで、土俵が違うような場合もございますけれども、現在、私どもが積算してるごみ処理の経費ということで、27年度はトン当たり1万7,983円ということで、管理者が先ほど言われた1万8,000円程度が基準でございます。ちなみに前年度から同じ基準でいきますと130円ぐらいは下がったというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

そういうのが一番わかりやすく、1つの基準を決めてずっといけば、1万8,000円って本当に安い方の部類に入るんじゃないかなと思っています。

それと今からは、平成21年度をピークにして公債費がずっと下がっていきますよね。市の負担金はあくまでも30億の負担金、各市の負担金、これずっと残ってくると思うんですよね。例えば、各市の負担金が30億ですか。平成21年を一番ピークとして、今から公債費の払い込みがずっと減っていきますよね。昨年が1億6,000万収支、27年が2億6,000万ということで、これはずっと余剰金は基金の方に回すという考えでいいんですか。管理者いかがでしょう。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

これからの和解の件にも関連をする話でございますけれども、裁判の結果によって大きく違ってくる場合もあると思いますけれども、基本的には15年を過ぎますと、大規模な補修なり延命策なり3つの方法があると思いますけれども、新しく炉を建設するとかあると思いますけれども、その辺の判断材料というものも見ながら、確かに32年度まで、32年度になりますと、ほとんどないような状況になってしまうと。31年が瑕疵担保期間でございますから、それに合わせて、このような起債の借り方をしてあるのではなかろうかというふうに思っています。

だから、何かの事業を新たにまた延命策とかいろんな形で起こすということになりますと、金額も新たに起債を借ります場合もありますし、私どもの資金の中で調達する場合もあると思いますけれども、それについても、和解がどういふような形で決着するかということが大きく判断に左右されるというふうに思いますので、その辺を見きわめた上で、急激に減ってまいりますのが29年度までは比較的安定したといえますか、下がりながらも12億円を超える

ような額になりますけれども、その後からは、元金が10億程度になりまして、利子の分も減ってくるということになっていきますから、その辺で急激に各市の分担金が上下しないような方策を考えた方がよろしいのではなかろうかと。今の段階では、私はそのように考えているところでございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。山口喜久雄議員。

○6番（山口喜久雄君）

19ページのクリーンセンター費ですけど、施設管理費の減ですね。前年度に比べてかなり減ってるんですけど、その減の理由と、あとリレーセンター費の運転委託業務も減ってるんですが、これは何で減ったんですかね。リレーセンター費は21ページです。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

クリーンセンター費3款1項1目の分の施設整備費でございます。これは26年度にごみ処理基本計画を作成いたしております。これが600万かかっているということで、この分の減が大きいと思っております。

それとリレーセンターの施設整備につきましても、リレーセンターは2カ所ございます。東部と西部がございますけれども、この分については、15年をめぐりに、毎年こういう業務を行いますというのがある程度、整備の中身が決まっております。昨年は整備の中身が濃かったといいますか、箇所が多かったり額が張る分が多かったと。今年の整備予定として、今年は額が少ない整備で済んでるということで、15年間をめぐりにずっと計画を立てながら機械、器具等の整備を行ってるといってございまして、今年はその整備費が低くなる年であったといっております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

山口議員。

○6番（山口喜久雄君）

19ページの施設委託業務等は、26年度は6,500万ですね。27年度は3,800万。600万を引いてもかなり差があるんですけど、それはやっぱり整備の計画の関係ですか。クリーンセンター費の方ですね。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

クリーンセンターの分については、26年度に台風11号で、26年度8月に工場棟の屋根が破損いたしまして、この分が工事費として1,700万ございまして、この分が27年度には減になってるということでございます。その分を含んでるということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

中野議員の御質問で保留をしていた分でございます。

各市の1人当たりのごみ排出量の実績と言いますか、その分でございます。これ、25年度の実績値でございまして、島原市が1人1日当たり1,204g、諫早市が1,067g、雲仙市が881g、南島原市が751gでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかになければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第9号はこれを認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了しました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。これをもって平成28年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員各位の御協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後2時09分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

山口隆一郎

署名議員

馬渡光春

署名議員

杯田 勉